

議案第 5 8 号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症へ変更となったことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 本則 (略) 附 則 1～3 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための治療 看護等に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u> 4 <u>第17条の3第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス 感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力 を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をい う。以下同じ。)に係る治療看護等に従事したときは、当該職員に対 し、特殊勤務手当として、当該治療看護等に従事した日1日につき、 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者 の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務そ の他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4, 000円)を支給する。</u>	京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 本則 (略) 附 則 1～3 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>